



# 第二区画整理だより NO. 23

皆様と一緒にまちづくり

倉敷駅周辺開発事務所 H23.8 作成

暑さ厳しい折から、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業につきましては、ご理解、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、7月7日から20日まで換地設計(案)の供覧を行いました。暑い中事務所まで来ていただき、また、多くの皆さまに供覧して頂きありがとうございました。

今回の「区画整理だより」では、次回審議会の開催予定を掲載しております。

今後とも、きめ細かな情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

## 次回(第13回)審議会開催及び傍聴について

次回、第13回審議会は、平成23年8月19日(金)午前10時より当事務所にて開催いたします。

審議する内容は、換地設計(案)について意見書が提出されておりますが、その意見書の処理の仕方や意見書提出者の傍聴について審議会の意見を聴く予定です。

よって第13回審議会では、意見書の内容の審議は行いません、第14回審議会より行うこととなります。

また、次回(第13回)審議会は「公開」ですので傍聴することができます。

(審議会の傍聴希望者は、会議の30分前から会場で傍聴手続きを行ってください。先着20名が会場に入り傍聴できます。)

審議会の開催予定や議事録は、倉敷駅周辺開発事務所のホームページに掲載するほか、市の法務課情報公開室においても閲覧することができます。

## 建築行為等の制限について

(土地区画整理法第76条)

建築行為の制限については、以前より「区画整理だより」でお知らせしておりますが、再度ご理解していただくために今回再掲載いたします。

下記の行為は、事業の施行の障害となるおそれがあるため、これらの行為をしようとする場合は、市長の許可が必要となりますので許可申請をしてください。

### 記

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築 ⇨ 建物を新しく建てたり、継ぎ足したり、またブロック塀を設けること。
2. 事業の障害となる土地の形質の変更 ⇨ 田などを盛土して宅地、私道の造成など。
3. 重量5t以上の物件の設置・たい積 ⇨ 移動の容易でないものの設置など。

なお、従前地において全ての行為が出来ないのでなく、内容によっては、許可が不要な建築行為等(屋根、壁、床等の修繕工事等建築確認が不要なもの)や許可することができる建築行為等また、許可しない建築行為等がありますので、行為を行う前に事務所まで相談してください。

事業の進捗状況等は『第二区画整理だより』で随時お知らせいたしますが、ご不明な点があれば遠慮なく当開発事務所までお問い合わせ下さい。

**連絡先** 倉敷市建設局倉敷駅周辺開発事務所  
倉敷市石見町3-1

T E L 086-434-8671 F A X 086-434-0950